

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (地球環境課) 一八
 岐阜県立自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一八

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十四条」に、「第十六条の二」を「第十五条」に、「第四章

風景地保護協定及び公園管理団体(第二十二條の三 第二十二條の六)を「第四章 生態系維持回復事業(第二十二條の三 第二十二條の八) 第五章 風景地保護協定及び公園管理団体(第二十二條の九 第二十二條の十二)」に、「第五章」

を「第六章」に改める。

第三条第七号中「。以下同じ」を削る。

第四条から第十一条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第四条 条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、前条各号に定める施設(以下「公園施設」という。)のごとく同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請等)

第五条 条例第八条第四項の申請書の様式は、公園事業執行同意(認可)申請書(別記第一号様式)とする。

<p>2 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）</p> <p>二 第三条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日</p> <p>三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間</p> <p>3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。</p> <p>一 個人にあつては、住民票の写し</p> <p>二 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図</p> <p>六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>八 事業資金を調達することができることを証する書類</p> <p>九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面</p> <p>十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</p> <p>十二 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に</p>

<p>より土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p> <p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）</p> <p>第六条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項</p> <p>二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p> <p>三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間</p> <p>四 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額</p> <p>五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請等）</p> <p>第七条 条例第八条第七項の申請書の様式は、公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第五条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）</p> <p>第八条 条例第八条第九項の規定による届出は、公園事業の内容の軽微な変更届出書（別記第三号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>（承継の同意又は承認の申請）</p> <p>第九条 条例第八条の三第一項の規定による承継の同意又は承認の申請は、法人の合併（分割）による公園事業の承継同意（承認）申請書（別記第四号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 合併法人等（条例第八条の三第一項に規定する合併法人等をいう。）の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二 第五条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類</p> <p>三 合併契約書及び合併により消滅した条例第八条第二項の同意を得た者又は同条第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）の登記事項証明書又は分割契約書</p>

3 条例第八条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、相続による公園事業の申請書(別記第五号様式)を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第五条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
- 二 被相続人との続柄を証する書類
- 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第十条 条例第八条の四の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業の休止(廃止)届出書(別記第六号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出には、第五条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第十一条 条例第八条の五第二項の規定による届出は、公園事業の執行同意(認可)失効届出書(別記第七号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 第五条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他の効力が失われたことを証する書類

第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで 削除

第十五条及び第十六条を削る。

第三章中第十六条の二を第十五条とする。

第十七条第一項中、「自然公園特別地域内行為許可申請書」を「特別地域内行為許可申請書」に改め、同条第二項第一号中、「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の二中、「第九条第四項第七号」を「第九条第四項第八号」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条中、「第九条第四項第十号」を「第九条第四項第十一号」に改める。

第十九条第一項第十一号の二中、「道路」を「宅地又は道路」に改め、同項第十一号の

四の次に次の一号を加える。

十一の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第十九条第一項中第二十七号の三を第二十七号の七とし、同号の次に次の二号を加える。

- 二十七の八 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 二十七の九 家畜を係留放牧すること。

第十九条第一項中第二十七号の二を第二十七号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の六 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の次に次の三号を加える

- 二十七の二 宅地内に木竹を植栽すること。
- 二十七の三 桑、茶、こつぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- 二十七の四 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十九条第一項第二十九号の二中、「通常行われる行為のために」を削り、同項第二十九号の十三中、「立ち入ること」の下に、「(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同項第二十九号の十四及び第二十九号の十五中、「第九条第四項第十三号」を「第九条第四項第十六号」に改め、同項第三十号を次のように改める。

三十 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画(別記第十一号

様式の十五)であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基つき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」といふ。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第十九条第一項中第三十一号及び第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とする。

第十九条の二中、「第九条第四項第十三号」を、「第九条第四項第十六号」に改める。

第十九条の三中、「第十条第四項第五号」を、「第十第四項第六号」に改め、第二十号を

第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第十九条の五第一項中、「第十一条第二項」の下に、「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項中

第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一

号を加える。

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第十一条第七項の認定に係る

申請を行う場合に限る。)

第十九条の五第二項中「利用者」を「申請者」に改める。

第十九条の六第一項中、「第十一条第四項」の下に、「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改める。

第十九条の七中、「第十一条第五項」の下に、「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四

号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を

加える。

二 再交付を必要とする枚数(条例第十一条第七項の認定に係る申請を行う場合に限

る。)

第十九条の十二を第十九条の十三とし、第十九条の九から第十九条の十一までを一条

づつ繰り下げる。

第十九条の八第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十九条の八第二項中「次に掲げる書類を添付しなければならない」を「次の各号に

掲げる書類を添付するものとする」に改め、同条を第十九条の九とし、第十九条の七の次に次の一号を加える。

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第十九条の八 条例第十一条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下

に立ち入る者の立入りが、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、

当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとす

る。

第二十一条中「第十九条第七項第三号」を「第十九条第七項第四号」に改め、同条第

一号中「第十一号の四」を「第十一号の五」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、

第十四号の次に次の一号を加える。

十五 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地その他の原状回復が可能な場所にお

いて、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を

新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設

置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的

に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当

該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画(別記第九

号様式)であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたもの

に基つき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」といふ。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第二十二條第二項中「第十七條第二項各号」を「第十六條第一項各号」に、「第十七條

第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

第二十二條の二第一項中「第十七條第二項」を「第十六條第二項」に改める。

第二十三條中「第十七條第二項」を「第八條の七第二項、第十七條第二項」に改め、

「第二十一條第三項」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二十二條第二項

(第十六條において準用する場合を含む。)」を削る。

第二十四條中「第二章に規定する公園事業」を「第二十三條の三」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十二條の六を第二十二條の十一とし、第二十二條の三から第二十二條の

五までを六条ずつ繰り下げる。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第二十二條の三 国及び県以外の地方公共団体が、条例第二十三條の三第二項の確認を

受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の確認)

第二十二條の四 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十三條の三第三項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第一号イからハまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)

第二十二條の五 条例第二十三條の三第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(別記第十四号様式の三)とする。

2 条例第二十三條の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第二十三條の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(別記第十四号様式の四)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第二十二條の六 条例第二十三條の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第二十二條の七 条例第二十三條の三第七項の申請書の様式は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第十四号様式の五)とする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)

第二十二條の八 条例第二十三條の三第九項の規定による届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書(別記第十四号様式の六)を知事に提出して行うものとする。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

公園事業執行同意 (認可) 申請書

岐阜県立自然公園内において 事業を執行したいので、岐阜県立自然公園条例第 8 条
第 2 項 (第 3 項) の規定により、次のとおり協議 (申請) します。
年 月 日

協議者 (申請者) の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名)

岐阜県知事 様

公園施設の種		
公園施設の位		
公園施設の規		
公園施設の管 理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託 (受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節 (供用期間)
公園施設の供 用開始の予 定年月日	年 月 日	
工事施行の予 定期間	年 月 日 着工	
	年 月 日 完了	
備考		

- 注 1 「公園施設の種類」欄には、線道路 (車道) 等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、郡、市町村、大字、字、小字、地番 (地先) を記載すること。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意すること。
添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
当該事業の執行 (工事の施行を含む。) が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、その手続の進捗状況
公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

公園事業の内容の変更の同意 (認可) 申請書

県立自然公園 事業の執行の同意を得た (認可を受けた) 内容を変更したいので、岐阜県立自然公園条例第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり協議 (申請) します。
年 月 日

協議者 (申請者) の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名))

岐阜県知事 様

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 付 け 第 号	
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種類		
	公園施設の 位置		
	公園施設の 規模・構造		
	公園施設の 管理又は 経営方法	経営 方法	
料金 徴収			
供用 期間			
変更しようとする 年 月 日	年 月 日		
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了		
変更を必要とする 理由			
備考			

- 注 1 「執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意書 (平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認書) (認可書) 記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、線道路 (車道) 等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には、同意を得た (認可を受けた) 事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるように明確に記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
直営又は委託の別。委託する場合には受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
料金徴収の有無。料金を徴収する場合には標準的な額
通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にはその供用期間
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
当該公園施設の変更等 (変更に伴う工事の施行を含む。) が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、その手続の進捗状況
公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 3 号 様 式 (第 8 条 関 係)

公 園 事 業 の 内 容 の 軽 微 な 変 更 届 出 書

県立自然公園 事業の公園施設等に関し、軽微な変更をしたので、岐阜県立自然公園条例第 8 条第 9 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

岐阜県知事 様

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 付 け 第 号	
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	氏名(名称、代表者の氏名) 住 所		
	公園施設の 管理又は 経営の方法	受託者	
		標準的な額	
		供用期間	
供用予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
変更する年月日	年 月 日		
変更を必要とする理由			
備考			

注 1 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には当該事業の執行の同意書(平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けた場合にあっては承認書)(認可書)記載のものを記入すること。

- 2 「公園施設の種類」欄には、線道路(車道)等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
料金を徴収する場合の標準的な額
季節供用する場合の供用期間
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第4号様式（第9条関係）

法人の合併（分割）による公園事業の承継同意（承認）申請書

が執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、岐阜県立自然公園条例第8条の3第1項の規定により、次のとおり協議申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
 及び名称並びに代表者の氏名
 （記名押印又は代表者の署名）

岐阜県知事 様

執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	年 月 日	付 け	第 号
公園施設の種類の			
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名			
合併（分割）日	年	月	日
合併（分割）理由			
備 考			

- 注1 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合）にあっては承認書（認可書）記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類の」欄には、線道路（車道）等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第5号様式（第9条関係）

相続による公園事業の承継申請書

が執行していた 県立自然公園 事業を承継したいので、岐阜県立自然公園条例第8条の3第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
 及び名称並びに代表者の氏名

岐阜県知事 様

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	付 け	第 号
公園施設の種類の			
被相続人の氏名及び住所			
被相続人が死亡した年月日	年	月	日
備 考			

- 注1 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可書記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類の」欄には、線道路（車道）等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 6 号様式 (第 1 0 条関係)

公園事業休止 (廃止) 届出書

県立自然公園
 条の 4 の規定により、次のとおり届け出ます。

事業を休止 (廃止) したいので、岐阜県立自然公園条例第 8

年 月 日

届出者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名
 (記名押印又は代表者の署名))

岐阜県知事 様

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 付 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
休止中 (廃止後) の 公園施設の 管理方法 (取扱)	
休止 (廃止) を必要 とする理由	
備 考	

注 1 「執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書 (平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認書) (認可書) 記載のものを記入すること。

2 「公園施設の種類」欄には、線道路 (車道) 等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

3 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。

4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、その手続の進捗状況

休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先

5 不要の文字は、抹消すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第六号様式の二を削る。
第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第 11 条関係）

公園事業の執行同意（認可）失効届出書

県立自然公園 事業執行の同意（認可）が失効
したため、岐阜県立自然公園条例第 8 条の 5 第 2 の規定に基づき、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

届出者の住所（記名押印又は署名）及び氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
（記名押印又は代表者の署名）〕

岐阜県知事 様

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 付 け 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

- 注 1 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（平成 12 年 3 月 31 日以前に執行の承認を受けたもの）にあっては承認書（認可書）記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類の種類」欄には、線道路（車道）等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第七号様式の二及び第七号様式の三を削る。

第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第 8 号様式から第 10 号様式まで 削除

第十一号様式から第十一号様式の十四までの様式中「第 17 条関係」を「第 16 条関係」に改める。

第十一号様式の十四の次に次の一様式を加える。

第 11 号様式の 15 (第 19 条、第 21 条関係)

特別地域 (普通地域) 内で行う自然を活用した催しの計画書

岐阜県立自然公園条例施行規則第 19 条第 33 号 (第 21 条第 15 号) の規定により
園の特別地域 (普通地域) 内における自然を活用した催しの計画書を提出します。

県立自然公

年 月 日

提出者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)

岐阜県知事 様

催 し 内 容	名 称	
	主 催 者 名	
	目 的	
	開 催 場 所	
	開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
行 為 の 概 要		
風 致 の 維 持 の た め に 行 わ れ る 措 置 の 内 容		
原 状 回 復 を 確 実 に 実 施 す る た め の 体 制 及 び 方 法 並 び に そ の 実 施 期 限		
備 考		

注 1 計画書の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

2 「開催場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。

4 「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する 15 日前までに知事に、その概要を、通知すること。

5 「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること。

6 「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集その他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。

7 「備考」欄には次の事項を記入すること。

他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

第十四号様式の二の次に次の四様式を加える。

第 14 号様式の 3 (第 22 条の 5 関係)

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の実施に係る確認 (認定) を受けたいので、
岐阜県立自然公園条例第 23 条の 3 第 2 項 (第 3 項) の規定に基づき、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名))

岐阜県知事 様

生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
備 考	

- 注 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の区域図を添付すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載すること。
土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
関連する計画の有無 (有る場合にはその名称)
事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書 (第 14 号様式の 4) を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第14号様式の4 (第22条の5 関係)

生態系維持回復事業実施計画書

申請者の住所及び氏名 (押印又は署名)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
(記名押印又は代表者の署名))

- 1 県立自然公園名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域

6 生態系維持回復事業の内容

生態系の状況の把握及び監視

生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

生態系の維持又は回復に資する普及啓発

前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備 考

注 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。

2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。

3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。

4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。

5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。

「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法 (調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等) 目標、関連行為の概要 (調査・監視のための動物の捕獲等) 等について記載すること。

「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法 (捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等) 捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要 (仮工作物の設置等) 等について具体的に記載すること。

「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法 (実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等) 目標、関連行為の概要 (土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等) 等について具体的に記載すること。

「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種

関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を類名、保護増殖の実施方法 (保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等) 目標、管理方法等について具体的に記載すること。

「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

6 「備考」は、次の事項を記載すること。

関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。

使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項 (従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等) 等について記載すること。

第 14 号様式の 5 (第 22 条の 7 関係)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の確認 (認定) を受けた事項を変更したいので、岐阜県立自然公園条例第 23 条の 3 第 6 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
(記名押印又は代表者の署名)

岐阜県知事 様

確 認 を 受 け た (認 定 を 受 け た) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 付 け 第 号		
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業 を 行 う 期 間		
	生態系維持回復事業 を 行 う 区 域		
	生態系維持回復事業 の 内 容		
変 更 を 必 要 と す る 理 由			
備 考			

- 注 1 「確認 (認定) を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書 (認定通知書) 記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認 (認定) を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の区域図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書 (第 14 号様式の 4) を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第14号様式の6 (第22条の8関係)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

県立自然公園における

生態系維持回復事業の

を変更したので、岐阜県立自然公園条例第23条の3第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名)

岐阜県知事 様

確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号	年 月 日 付 第 号
	変更前 変更後
変更の内容	
変更した年月日	
備考	

- 注1 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第十五号様式第17条第1項、第8条の7第1項、第17条第1項、第19条第1項、及び「並びに同条例施行規則第12条第1項(第16条の規定において準用する場合を含む。)」を記す。

附則

この規則を、公布の日から施行す。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年岐阜県規則第百二二号)の一部を次のように改正する。

- 第十三条第一号八(ウ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号八(ウ)中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同号八(ウ)中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百零一条第一項」に改め、同条第四号(二)中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。
- 第十五条中「第十八条第七項第二号」を「第十八条第七項第三号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸せしめること。
- 第十六条中「第十八条第七項第三号」を「第十八条第七項第四号」に改め、同条第一号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第九十九条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

第十七条中「第十八条第七項第五号」を「第十八条第七項第五号」に改め、同条第一号又中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ル中「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第一百一条第三項」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項」に改め、同条第九号ホ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同号ト中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改め、同条第十号中「第七号」を「第十号」に改める。

第十九条中「第二十条第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に改める。

第二十条中「第二十条第三項第四号」を「第二十条第三項第五号」に改める。

第二十一条中「第二十条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に改める。

第二十二条第一項中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改める。

第二十五条中「第二十一条第三項第二号」を「第二十一条第三項第三号」に改める。

第二十六条中「第二十一条第三項第三号」を「第二十一条第三項第四号」に改める。

第二十七条中「第二十一条第三項第四号」を「第二十一条第三項第五号」に改め、同条第一号ホ中「第二十四条第一号」を「第二十四条各号」に改め、同条第二号ロ中「第二十四条第一号」を「第二十四条各号」に、「同号」を「同条同号」に改める。

第三十二条第一項中「別記第八号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条第一項中「別記第七号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条第一項及び第三項中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十九条第二項第六号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第五号」に改め、「若しくは第十八条」を削り、同項第九号中「都市緑地保全法第五条第一項」を「都市緑地法第十四条第一項」に改め、同項第十号中「第一条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第十一号中「第八十条第一項」を「第一百二十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第二十八条の次に次の六条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第二十九条 国及び県以外の地方公共団体が、条例第二十三条の二の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計

画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第三十条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十三条の二の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書等)

第三十一条 条例第二十三条の二の三第四項の規定による申請は、別記第七号様式による申請書によつて行うものとする。

2 条例第二十三条の二の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第二十三条の二の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書（別記第八号様式）

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第三十二条 条例第二十三条の二の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書（別記第八号様式）

更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請書)

第三十三条 条例第二十三条の二の三第七項の規定による申請は、別記第九号様式による申請書によつて行うものとする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出書)

第三十四条 条例第二十三条の二の三第九項の規定による届出は、別記第十号様式による届出書によつて行うものとする。

別記第六号様式中「第 20 条第 3 項第 7 号」を「第 20 条第 3 項第 8 号」に改める。

別記第八号様式を別記第十二号様式とし、別記第七号様式を別記第十一号様式とし、

別記第六号様式の次に次の四様式を加える。

第 7 号様式

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

岐阜県 自然環境保全地域における 生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、岐阜県自然環境保全条例第 23 条の 2 の 3 第 2 項（第 3 項）の規定により、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
備 考	

- 備考 1 申請文の「岐阜県 自然環境保全地域」の箇所には当該自然環境保全地域の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の区域図を添付すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載すること。
 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 関連する計画の有無(有る場合にはその名称)
 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（第 8 号様式）を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 8 号様式

生態系維持回復事業実施計画書

申請者の住所及び氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

- 1 自然環境保全地域の名称
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
生態系の状況の把握及び監視

生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

生態系の維持又は回復に資する普及啓発

前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備 考

備考 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。

2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。

3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。

4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。

5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。

「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。

「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。

「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等）目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。

「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）目標、管理方法等について具体的に記載すること。

関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）目標、管理方法等について具体的に記載すること。

「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施

期間等について具体的に記載すること。

「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

6 「備考」は、次の事項を記載すること。

関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。

使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

第9号様式

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

岐阜県 自然環境保全地域における 生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項を変更したいので、岐阜県立自然環境保全条例第23条の2の3第6項の規定により、次のとおり申請します。

確認を受けた (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日付け 第 号	
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業 を行う期間		
	生態系維持回復事業 を行う区域		
	生態系維持回復事業 の内容		
変更を必要とする 理由			
備考			

- 備考1 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認(認定)を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1:25,000以上の区域図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書(第8号様式)を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第10号様式

岐阜県知事 様

年 月 日

申請者の住所及び氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

生態系維持回復事業軽微変更届出書

岐阜県 自然環境保全地域における 生態系維持回復事業
の 変更したので、岐阜県立自然環境保全条例第23条の2の3第91項の規
定により、次のとおり届け出ます。

確 認 を 受 け た (認 定 を 受 け た) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 付 け 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 備考 1 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

監 理
Jの環境地 公衆の田から環境に

平成二十二年七月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター